

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は前年同期に比べ7人減少の3人、死傷者数については前年同期に比べ21人増加の503人となっています。このように、本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、例年追込み期に当たる10月から12月に死傷労働災害は増加する傾向にあります。また、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「**建設安全週間**」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

- 1 取組期間: 令和5年10月1日～12月31日(建設安全週間: 10月25日～10月31日)
- 2 主唱者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)
- 3 協賛者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業
組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ
建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、
一般社団法人北海道舗装事業協会
- 4 実施者: 建設業関係各事業場(工事現場)

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
- イ 開口部の養生、危険箇所の表示
- ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- オ 作業主任者の選任、職務の励行
- カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機災害防止対策

- ア 車両系建設機械
 - (ア) 作業計画の作成
(種類及び能力、運行経路、作業方法)
 - (イ) 立入禁止区域の明確化
 - (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
 - (エ) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
 - (ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - (イ) 過負荷の制限
 - (ウ) アウトリガーの最大張出
 - (エ) 適正な玉掛用具の使用
 - (オ) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

ア 土砂崩壊

- (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
- (イ) 作業開始前の地山の点検
- (ウ) 作業主任者の直接指揮
- (エ) 作業手順に基づく安全作業
- (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行

イ 構築物・仮設物等の倒壊

- (ア) 作業計画の作成
- (イ) 作業手順の確立
- (ウ) 避難場所の確保
- (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 - (イ) 交通誘導者の配置
 - (ウ) バリケードの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
 - (ア) 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
 - (イ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
 - ・ リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
 - (ア) 換気装置の使用
 - (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
 - (ウ) S D S（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
 - (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - (イ) 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気
 - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
 - (エ) 安全衛生教育の実施
 - (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

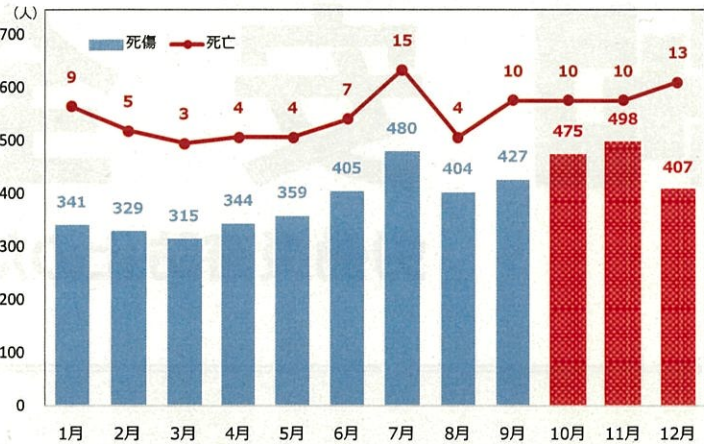
ア 火気の取扱い管理の徹底
イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

建設工事追い込み期労働災害防止運動
令和5年10月1日～12月31日（建設安全週間 10月25日～10月31日）

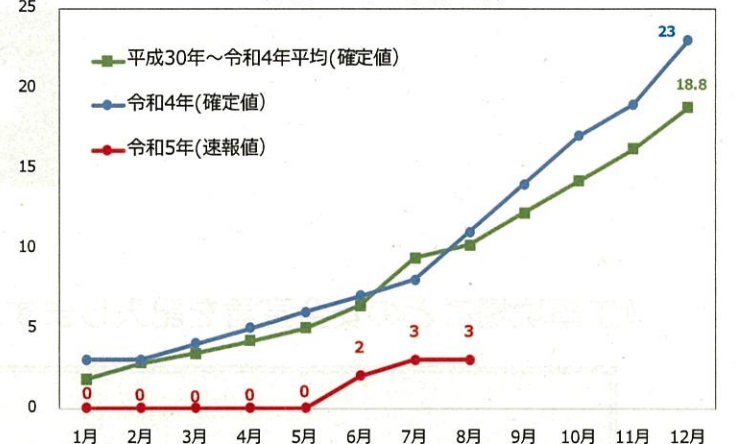
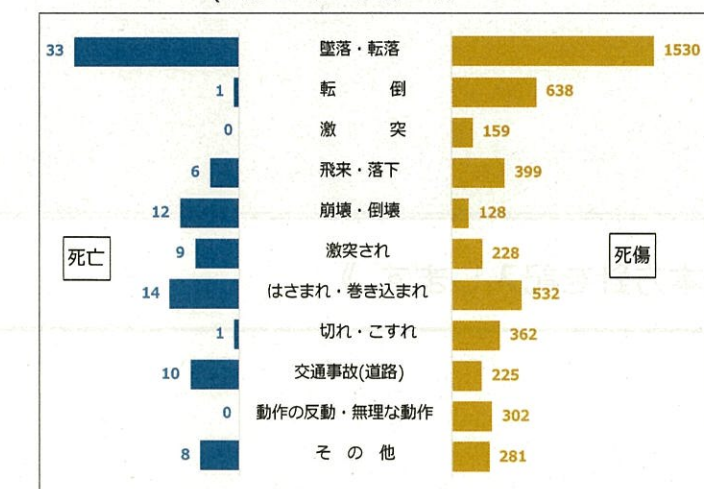
令和5年10月1日～12月31日(建設安全週間10月25日～10月31日)

STOP! 労働災害 リスクアセスメントを実施しよう！

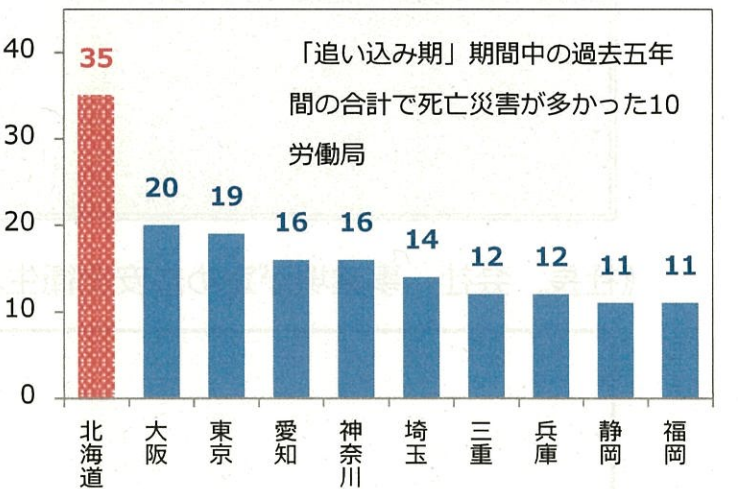
建設業における月別死傷者数の推移
(平成 30 年～令和 4 年)



建設業における月別死亡災害発生状況
(平成 30 年～令和 4 年)

建設業における事故の型別労働災害発生状況
(平成 30 年～令和 4 年)

建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況
平成 30 年～令和 4 年 (各年 10 月～12 月)



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

重点实施事项

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和5年10月1日～12月31日)

Safety First！ 『安全は何よりも優先する』



安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会 社 名
代 表 者
現場代理人